

●施策目標6. 誰もがいつまでも心身ともに健康に暮らせるまち

事業名	事業区	位置付	担当部名	担当課名	査定結果	査定説明	事業の内容					概算事業費(千円)	
							概要	具体的な取り組み				令和2年度～令和5年	
								令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
生活保護事業	拡充	②	健康福祉部	地域健康福祉室生活福祉担当	【○】B	窮迫した状況にある要保護者への支援について、支援対象とする判断基準や適切な運用に向けて、引き続き、精査を行うこと。	相談、面接、訪問、調査等を行い保護費を支給する。訪問活動等を通じて、活用できる施策を検討しながら自立に向けた指導と助言を行う。また、国庫支出金の申請事務等を行う。また、保護申請中等で生活が窮迫状況にあるものに対して貸付け等を行い援助をしていく。	国基準を下回るケースワーカーの配置を引き上げ、就労指導、収入状況の把握等の充実、医療・介護扶助の適正化を図る。	国基準を下回るケースワーカーの配置を引き上げ、就労指導、収入状況の把握等の充実、医療・介護扶助の適正化を図る。また、保護申請中等で生活が窮迫状況にあるものに対して貸付け等を行い援助をしていく。	→推進	→推進	55,619,900	
特定健康診査・特定保健指導事業	拡充	②	健康福祉部	地域健康福祉室健康増進・介護予防担当	【○】B	若年層や40歳からの特定健康診査の受診率の向上に寄与しているかについての効果検証を行うなど、他の検診事業も含めた受診率の向上に向けた取り組みや効果的な受診勧奨手法などについて、引き続き、検討を行うこと。	・メタボリックシンドロームに着目した健康診査の実施および健診結果に基づく保健指導を実施している。 ・特定健康診査の対象者(40歳～74歳)について、特定健康診査の受診に代えて、人間ドックを受診した場合に費用の一部を助成する。※ 助成額 13,000円(特定健康診査項目の相当額) ・特定健康診査の集団健診(日曜日健診)での対象を30歳以上40歳未満にも拡充して実施し、生活習慣病のリスクがある場合は保健指導を実施。	①市国保特定健康診査(個別健診・集団健診)、特定保健指導の実施 40歳以上75歳未満の国保加入者を対象に医療機関もしくは集団健診(日曜日健診)にて特定健康診査を実施。人間ドックを特定健康診査に代えて受診した場合に上限13,000円を助成。健診結果に基づき、保健指導を実施。 ②早期介入保健指導事業(スマホドック)の実施 30歳、35歳、39歳の国保加入者を対象に郵送型の簡易血液検査(特定健康診査相当)ができるキット(スマホドック)の案内を送付し、利用登録者には無料で検査を実施。	①推進 ②スマホドックについて実施を取りやめ、早期介入保健指導事業として30歳以上40歳未満の市国保加入者にも集団健診(日曜日健診)を実施。健診結果に基づき保健指導を実施。	→推進	→推進	1,466,363	

●施策目標9. 高齢者が地域でいきいきと暮らせるまち

事業名	事業区	位置付	担当部名	担当課名	査定結果	査定説明	事業の内容					概算事業費(千円)	
							概要	具体的な取り組み				令和2年度～令和5年	
								令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
成年後見制度利用支援事業(高齢者)	拡充	①	健康福祉部	地域健康福祉室健康福祉総合相談担当	【○】B	助成対象者の設定や助成内容について、当事者のニーズに沿った支援となっているかについて、他市状況を含め引き続き、検証を行うこと。	認知症等により判断能力が十分でなく、親族等による援助が見込めない高齢者等の権利保護のため、市長が成年後見制度活用の審判請求を行い、審判請求に係る経費の助成に加え、生活保護受給者等、後見人等への報酬の支払いが困難な被後見人に対し、報酬の助成を行っている。令和3年度より、助成の対象を市長申し立てに限らないこととし、生活保護受給者等、収入や資産等の状況から申し立て費用及び報酬の支払いが困難な高齢者等にも対象を拡大し、助成を実施。	親族からの支援が見込めない成年後見制度の利用が必要な高齢者等に対し、本人に代わり市長が申し立てを行い、申し立て費用の助成に加え、生活保護受給者等の被後見人には報酬の一部または、全額を助成している。	現行の助成制度に加え、生活保護受給者など、収入や資産状況から家庭裁判所への成年後見等の申し立て費用と、後見人等への報酬を負担することが困難な被後見人である高齢者等に対し、その報酬の一部または全額の助成を行う。	→推進	→推進	50,829	
「新しい生活様式」に係る高齢者のICT利用促進事業	新規	①	健康福祉部	地域健康福祉室長寿・介護保険担当	【○】B	ICTの利用促進による高齢者の安全安心の環境づくりに引き続き取り組むとともに、より効果的な取り組みとなるよう庁内協議を実施すること。	通信事業者の協力のもと、通信機器を保有していない高齢者や、いわゆるガラケーのみを保有している高齢者をモニターとして、スマートフォン等を購入する際、本市アプリのダウンロード等をサポート。 購入時のアンケート、モニター期間終了時のアンケートへの回答でひらかたポイントを付与し、実際の利用を促進。 あわせて、スマートフォンを保有しているが、十分に使いこなせていない高齢者を含め、幅広くサポート体制を構築。	—	・通信事業者との連携協定の締結 ・高齢者モニター募集 ・モニター実施	—	—	15,030	

●施策目標10. 障害者が自立し、社会参加ができるまち

事業名	事業区	位置付	担当部名	担当課名	査定結果	査定説明	事業の内容					概算事業費(千円)	
							概要	具体的な取り組み				令和2年度～令和5年	
								令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業(遠隔手話通訳)	新規	①	健康福祉部	地域健康福祉室障害福祉担当	【○】B	事業の実施にあたっては、引き続き、委託内容の精査や既存の類似事業との整理を行うとともに、事業の広域化も含めた検討を進めること。また、利用実績等を踏まえた契約手法に向けては、引き続き、関係者との協議を行うなど、事業の趣旨に沿った支援体制の構築に努めること。	タブレット端末等を用いた通訳派遣事業を、委託により実施 ①庁内の窓口でのタブレット端末を利用した手話通訳 ②利用者の社会参加等に係る手話通訳派遣として、またコロナ禍における非接触による手話通訳として、遠隔による手話通訳 ③土日休日における手話通訳派遣依頼対応(手話言語条例策定後の取り組みとして)	—	タブレット端末等を用いた通訳派遣事業を、委託により実施	→推進	→推進	19,281	
成年後見制度利用支援事業(障害者)	拡充	①	健康福祉部	地域健康福祉室障害福祉担当	【○】B	助成対象者の設定や助成内容について、当事者のニーズに沿った支援となっているかについて、他市状況を含め引き続き、検証を行うこと。	障害により判断能力が十分でなく、親族等による援助が見込めない障害者等の権利保護のため、市長が成年後見制度活用の審判請求を行い、審判請求に係る経費の助成に加え、生活保護受給者等、後見人等への報酬の支払いが困難な被後見人に対し報酬の助成を行っている。令和3年度より、助成の対象を市長申し立てに限らないこととし、生活保護受給者等、収入や資産等の状況から、申し立て費用及び報酬の支払いが困難な障害者等にも対象を拡大し、助成を実施。	親族からの支援が見込めない成年後見制度の利用が必要な障害者等に対し、本人に代わり市長が申し立てを行い、申し立て費用の助成に加え、生活保護受給者等の被後見人には報酬の一部または、全額を助成している。	現行の助成対象に加え、生活保護受給者など、収入や資産状況から、家庭裁判所への成年後見等の申し立て費用と、後見人等への報酬を負担することが困難な被後見人である障害者等に対し、その報酬の一部または全部の助成を行う。	→推進	→推進	24,554	
移動支援従事者養成研修の受講料補助事業	新規	②	健康福祉部	地域健康福祉室障害福祉担当	【○】B	市民や事業者等に広く周知を行うなど、障害福祉サービスに係る人材の確保及び育成につなげ、障害者(児)が、地域で安心して生活できるよう引き続き取り組むこと。	【目的】 障害者福祉、特に市町村における地域支援事業にかかる移動支援従事者の人材育成、養成のため。 【補助内容】 受講修了者に対し受講料の補助を行う。(一般については、半額補助。学生については、本人負担を1000円としてその差額を補助する)	—	障害福祉における移動支援従事者養成研修の受講料補助 移動支援については、1回定員50人年2回。 【補助額】一般は半額補助、学生については本人負担を1000円としてその差額を補助。	→推進	→推進	960	
グループホーム世話人養成及び確保・定着支援事業	新規	②	健康福祉部	地域健康福祉室障害福祉担当	【○】B	市民や事業者等に広く周知を行うなど、障害福祉サービスに係る人材の確保及び育成につなげ、障害者(児)が、地域で安心して生活できるよう引き続き取り組むこと。	【目的】 障害者福祉、特に、グループホームの世話人については、その人材確保及び確保が課題となっていることから、養成研修とその人材確保及び定着を図るもの。 【補助内容】 ①受講修了者に対し、受講料の補助を行う。(一般については、半額補助) ②受講修了者で、市内のグループホームに就職し、年度末まで継続して就労した者に対し、人材の確保及び定着を図るため、初年度は2万円、2年目は4万円を支給するもの。	—	①障害福祉におけるグループホーム世話人研修の、受講修了者に対する受講料の半額補助。1回定員10人年1回。 ②①の受講修了者が市内のグループホームに就職し、年度末まで継続して就労した場合、その確保と定着の支援として、初年度2万円、2年目は4万円を支給する。	→推進	→推進	1,430	

●施策目標11. すべての人がお互いの人権を尊重しあうまち

事業名	事業区	位置付	担当部名	担当課名	査定結果	査定説明	事業の内容				概算事業費(千円)	
							具体的な取り組み				令和2年度～令和5年度	
							令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
(仮称) 枚方市人権施策基本計画策定事務	新規	①	市長公室	人権政策室	【○】B	計画策定に向けては、市民の意識等を正確に把握、分析したうえで、新型コロナウイルスに伴う差別事象をはじめ、現状の課題解決がされるよう取り組むこと。	人権施策については、これまで「枚方市人権尊重のまちづくり条例」、「枚方市人権教育・啓発基本計画」や総合計画等各種行政計画に基づき取り組みを進めてきた。近年、多様化・深刻化する人権課題に対し、より効果的に施策を推進するため、市民の人権意識等を把握し、人権問題に係る行政課題を明らかにしたうえで、それらの課題を解決していくための(仮称)枚方市人権施策基本計画を策定する。	—	計画を策定するにあたり、人権問題に係る市民意識調査の実施。市民意識調査の分析をおこない、その結果に基づき(仮称)枚方市人権施策基本計画の策定に取り組む。	引き続き審議をおこない、(仮称)枚方市人権施策基本計画の策定。	—	4,989
(仮称) 枚方市成年後見支援センター設置運営事業	新規	①	健康福祉部	健康福祉総務課	【○】B	市民のニーズに沿った適切な支援やサービスの提供が行われるよう権利擁護の体制を構築すること。	令和2年度に策定する「枚方市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、(仮称)枚方市権利擁護(成年後見)支援センターを委託により設置し、運営を行う。 <委託業務内容> ①権利擁護に関する総合相談窓口 ②成年後見制度に係る周知・啓発 ③地域連携ネットワークの構築、運営 ④成年後見制度の利用促進(受任者調整支援、市民後見人等の養成等) ⑤後見人の支援	—	市の委託事業として設置・運営	市の委託事業として運営	→推進	123,620

●施策目標14. 安心して妊娠・出産できる環境が整うまち

事業名	事業区	位置付	担当部名	担当課名	査定結果	査定説明	事業の内容				概算事業費(千円)	
							具体的な取り組み				令和2年度～令和5年度	
							令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
妊産婦健康診査事業	拡充	②	健康福祉部	地域健康福祉室 母子保健担当	【○】B	拡充する支援の効果検証を行うなど、引き続き、市民のニーズに沿った支援となるよう取り組むこと。	妊産婦届出時に母子健康手帳などと併せて、妊婦健康診査受診券14枚、産婦健康診査受診券2枚、妊産婦歯科健康診査受付票1枚を交付。妊婦健康診査は平成25年度から助成額を増額した。(1回目24,780円、4回目9,820円、8回目17,340円、10回目8,140円、12回目11,400円、他5,040円。合計116,840円)。健診内容は、国基準に準ずる。産婦健康診査は、平成29年10月より開始している(1回あたり上限5,000円。合計10,000円)。国の母子保健医療対策総合支援事業(母子保健衛生費国庫補助金)として実施し、健診内容は国の要綱に基づく。母体の健康管理のみならず、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の整備を図る。妊婦健康診査及び産婦健康診査は、大阪府及び京都府内の医療機関、助産所において健康診査受診時に受診券の金額分を助成する。また委託医療機関以外での受診分については償還する。妊産婦歯科健康診査は、妊娠中から産後1年未満の間に枚方市内委託歯科医療機関で無料実施。 【拡充内容】多胎妊娠している妊婦に、妊婦健康診査受診券を追加で5枚(49,100円分)配付する。	妊産婦届出時に母子健康手帳などと併せて、妊婦健康診査受診券14枚、産婦健康診査受診券2枚、妊産婦歯科健康診査受付票1枚を交付。妊婦健康診査は平成25年度から助成額を増額した。(1回目24,780円、4回目9,820円、8回目17,340円、10回目8,140円、12回目11,400円、他5,040円。合計116,840円)。健診内容は、国基準に準ずる。産婦健康診査は、平成29年10月より開始している(1回あたり上限5,000円。合計10,000円)。国の母子保健医療対策総合支援事業(母子保健衛生費国庫補助金)として実施し、健診内容は国の要綱に基づく。母体の健康管理のみならず、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の整備を図る。妊婦健康診査及び産婦健康診査は、大阪府及び京都府内の医療機関、助産所において健康診査受診時に受診券の金額分を助成する。また委託医療機関以外での受診分については償還する。妊産婦歯科健康診査は、妊娠中から産後1年未満の間に枚方市内委託歯科医療機関で無料実施。 【拡充内容】多胎妊娠している妊婦に、妊婦健康診査受診券を追加で5枚(49,100円分)配付する。	→推進	多胎妊娠している妊婦への、妊婦健康診査受診券追加配付を開始。	→推進	1,218,752

●施策目標15. 子どもたちが健やかに育つことができるまち

事業名	事業区	位置付	担当部名	担当課名	査定結果	査定説明	事業の内容				概算事業費(千円)	
							具体的な取り組み				令和2年度～令和5年度	
							令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
ひとり親家庭養育費相談・支援事業	新規	①	子どもの育ち見守りセンター	子どもの育ち見守りセンター	【○】B	対象者からの相談に寄り添い丁寧な対応ができるよう、適切な体制を整え、養育費サポート事業の取り組みを進めること、なお、寄り添うための体制構築については引き続き庁内協議を行い、必要な取り組みを進めること。	離婚した家庭では、母子家庭・父子家庭ともに、養育費を実際に受けとっている世帯数は少なく(母子24.3%、父子3.2%、厚労省調査)、子どもの健やかな成長に影響を与えている。そこで、養育費の取り決めに対するサポートや、取り決めが行われたにもかかわらず養育費が支払われない場合に、つぎの事業を行い、ひとり親家庭の子どもの健やかな成長に資する。 ①養育費の取り決めサポート事業＝離婚前の弁護士相談、公正証書の作成や調停手続きの補助(公証役場での手数料や家庭裁判所での収入印紙代等の費用補助) ②養育費の受け取りサポート事業＝養育費の取り決め(公正証書の作成・調停)を行っているにも関わらず、別居親から養育費が支払われない対応として、ひとり親家庭が保証会社と保証契約を結び、保証会社から養育費の不払分の立替を受け取る場合に、ひとり親世帯が支払う保証料を補助する。	①養育費サポート事業【取り決め支援】の準備 ②養育費サポート事業【受け取り支援】の準備	①養育費サポート事業【取り決め支援】の実施 ②養育費サポート事業【受け取り支援】の実施	→推進	→推進	7,194
子ども見守りシステム構築事業	新規	①	子どもの育ち見守りセンター	子どもの育ち見守りセンター	【○】B	情報の集約によって、課題を抱える子どもへの支援を強化するとともに、蓄積したデータの分析による子どもの課題の早期発見について積極的に取り組み、迅速な対応を行うこと。	個々の子ども自身の情報や、その保護者を含めた周囲の状況など、各部署がそれぞれ業務システム等で管理している子どもに関する情報を集約し活用するため、子ども見守りシステムを構築する。それにより、課題に対する早期対応が可能となるほか、これまで把握できなかった課題に対する、予防的支援につなげていく。 令和2年度：システム仕様の確定 令和3年度：システム構築、運用上の情報共有範囲の精査、試験稼働 令和4年度：システム運用開始	システム仕様の確定	システム構築 システム運用における情報の共有範囲を精査 稼働試験	システム運用開始	蓄積したデータを支援の必要な子どもの早期発見・未然防止等、予防的に活用する方法を検討	70,866
福祉・教育ソーシャルワーク事業	新規	①	子どもの育ち見守りセンター	子どもの育ち見守りセンター	【○】B	関係機関との連携を密にし、児童・生徒への効果的な支援に取り組むこと。	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うソーシャルワーカーを子どもの育ち見守りセンターに配置し、教育委員会や学校等と連携した相談体制を構築するとともに、生徒指導上の課題がある児童・生徒等への支援を行う。	スクールソーシャルワーカー活用事業の検証と見直し	子どもの育ち見守りセンターにスクールソーシャルワーカーを設置。	→推進	→推進	71,131
聴覚障害児への人工内耳音声信号装置購入費助成事業	新規	②	健康福祉部	地域健康福祉室 障害福祉担当	【○】B	制度担当者への周知を行うとともに、引き続き、当事者のニーズに沿った助成制度となるよう努めること。	人工内耳は、補聴器の装着効果が少ない場合、聞こえの神経を音の代わりに電気刺激で、脳で音や言葉の感覚を得ることができるとする装置であり、高度難聴時の聴覚獲得方法のため普及している方法である。成人の時よりも子どもの時のほうが人工内耳からの信号に対する脳の反応が早いことなどから、早い時期に装着すれば、より高い効果が期待できるとされている。このことから高度難聴児の発達保障と教育的配慮および福祉の向上のため助成を行うもの。また、先行して実施していた人工内耳電池等の交付についても統合して助成事業として実施するもの。	—	①人工内耳音声信号装置本体の買い替えによる購入費の助成：対象者1人に対し、人工内耳音声信号装置装着または交換から5年が経過しているものに対し、30万円限度額 ②人工内耳電池等購入費の助成：年間3万円限度額(1割負担。ただし非課税世帯並びに生活保護世帯は自己負担なし) 《積算》人工内耳電池等の交付実績から年間約5人 30万円×5人=150万円(ただし装着後5年経過している)。また人工内耳電池等については3万円を上限とし実施する。3万円×5人=15万円(年上限額)	→推進	→推進	4,950

医療的ケア児等 通所支援事業	新規 ②	健康福祉部	地域健康福祉室 障害福祉担当	【○】B	市民や事業者等に広く周知を行うなど、障害福祉サービスに係る人材の確保及び育成につなげ、障害者（児）が、地域で安心して生活できるよう引き続き取り組むこと。	医療的ケア児等が利用可能な児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所は限られており、通所先の確保、支援の強化を図るため、新たに看護師を配置し、市内在住の医療的ケア児等を受け入れた1日につき基準額（月額8,680円）以内の額を補助し、受入れ体制の拡充を促進する。補助対象期間は年度単位で上限2年とし、1年目の受け入れ状況を評価した結果、2年目についても補助金交付を行うものとする。	—	医療的ケア児等の受入体制拡充のため、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を対象に、本市が定める基準に基づき看護師の人員費補助を実施。	医療的ケア児等の受入体制拡充のため、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を対象に、本市が定める基準に基づき看護師の人員費補助を実施。	→推進	47,915
新型コロナウイルス感染症 流行下における 中高生の受験応援事業	新規 ②	健康福祉部	地域健康福祉室 母子保健担当	【庁内協議】C	新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの有効性及び普及の状況をみながら、実施の必要性について検討を行うこと。	中学校3年生、高校3年生の年齢の子どもに対し、インフルエンザ予防接種助成クーポン（1,000円分）を配付し、インフルエンザ予防接種の費用助成を行う。 【実施方法】 ・対象者にインフルエンザ予防接種の助成額クーポンを個別に送付する。 ・対象者はクーポンを持参し、市が指定する予防接種取扱医医療機関（以後、取扱医医療機関）でインフルエンザ予防接種を受け、接種料金から1,000円を差し引いた金額を取扱い医療機関に支払う。 ・取扱医医療機関は受入したクーポンと請求書により、市にクーポンの助成額相当を請求する。 ・市は取扱医医療機関からの請求に基づき、クーポンの助成額分を取扱い医療機関に支払う。	—	中学校3年生、高校3年生の年齢の子どもに対し、インフルエンザ予防接種助成クーポン（1,000円分）を配付し、インフルエンザ予防接種の費用助成を行う。	新型コロナウイルス感染症の流行状況により事業継続の有無を検討	新型コロナウイルス感染症の流行状況により事業継続の有無を検討	6,694
待機児童用 保育室整備事業	新規 ①	子ども未来部	私立保育幼稚園 課	【庁内協議】C	入所申請や利用調整において、より実情に即したマッチングを進め、通年での待機児童対策を確立すること。	市独自基準での待機児童の通年のゼロを目指し、転入や育児休業明けの年度途中での保育需要の増加に対応するため、認可保育所等に申込みをされている方で、待機となっている児童など保育の必要性が高く、かつ緊急性の高い児童を受け入れる待機児童用保育室を公共施設等を活用して設置する。 利用者の利便性の観点から、必要な規模の待機児童用保育室を各保育提供区域に設置する。南部地域においては、「さだ西幼稚園跡地」、東部地域においては「津田支所」、北部・中部地域においては「落西保育所跡地」に開設し、通年での待機児童の解消を図る。	南部地域において、令和3年3月末で閉園する「さだ西幼稚園」を活用して、待機児童用保育室の実施設計委託を行う。 年度途中の保育需要を検証して、その他の地域においても必要な地域に必要な規模の待機児童用保育室の設置に向けた検討を行う。	令和3年4月頃から工事着工し、令和3年10月頃に、「さだ西幼稚園」を活用した待機児童用保育室を開設する。 東部地域の待機児童用保育室として、「津田支所」に令和4年冬の開設を目指し、実施設計委託を行う。	令和4年6月頃から工事着工し、令和4年冬に、「津田支所」に待機児童用保育室を開設する。 北部・中部地域の待機児童用保育室として、令和4年3月末で閉園する「落西保育所」を活用して、必要に応じた改修工事を行う。	令和5年4月に、「落西保育所」を活用して待機児童用保育室を開設する。	117,000
小規模保育施設 整備事業	拡充 ①	子ども未来部	私立保育幼稚園 課	【庁内協議】C	入所申請や利用調整において、より実情に即したマッチングを進め、通年での待機児童対策を確立すること。	待機児童が多い3歳未満児の定員を拡大することを目的として、公立では、旧枚方区検査庁舎や北部支所、幼稚園（蹠陀、田口山、枚方）の空き教室を活用した整備を行い、民間法人に対しては、平成30年4月に開設した3施設、平成31年4月に開設した3施設に対して施設整備等に係る補助を行うことにより、小規模保育施設を開設し、待機児童の解消を図っている。 市独自基準での待機児童の通年のゼロを目指し、年度途中の待機児童の解消のため待機児童用保育室の整備を行うが、年度当初の待機児童も課題となる北部地域にあっては、市の利用調整における入所枠を確保する必要があることから、令和5年4月に樟葉幼稚園の空き教室を活用した小規模保育施設（定員19人）を開設する。	北部地域の待機児童解消に向け、小規模保育施設の開設に向けた検討を行う。	樟葉幼稚園の空き教室を活用した小規模保育施設開設に向け、令和4年度に改修工事に着工し、年度内に工事を完了する。改修工事については、国庫補助金「保育対策総合支援事業費補助金」の歳入21,333千円（上限）を充てる予定。	令和5年4月に樟葉幼稚園の空き教室を活用した小規模保育施設を開設し、「枚方版子ども園」とする。	77,000	
一時預かり補助事業	拡充 ①	子ども未来部	私立保育幼稚園 課	【○】B	各園と連携しながら利用者のニーズに沿った事業展開に努めるとともに、入所申請や利用調整による待機児童対策と連動して、必要な子育て支援施策に取り組むこと。	一時預かりを実施する私立保育所（14か所）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 光の峰保育園、親愛保育園、常務寺保育園、長尾保育園、くずはあけぼの保育園、村野保育園、牧野保育園、青桐保育園、第2尾尾保育園、三矢ゆりかご保育園、宇山光の子保育園、蹠陀保育園、枚方たんぼ保育園、みずき敬愛保育園。	国の実施要綱、交付要綱の改正に合わせ、以下の制度拡充を実施する。 ・出産や介護等により一時的に里帰りする場合において、対象とする。 ・障害児、多胎児を受け入れる施設において、一定の場合に補助金の加算を行う。	待機児童解消に向け、入所が決まるまでの間、待機児童を定期的に預かる「就労応援型預かり保育」を実施する。	→推進	推進（R3年度開始「就労応援型預かり保育」については、R5年度末で終了）	458,623
私立保育所等 機能充実補助事業	拡充 ②	子ども未来部	私立保育幼稚園 課	【○】B	安全安心な保育環境の充実に向け、引き続き、事業者ニーズを把握しながら、コロナ禍における適切な支援を推進すること。	各施設の設置者に対して、以下の内容について予算の範囲内で補助金を交付する。 ・嘱託医手当加算 ・運営費補助 ・病児保育事業費補助 ・開所時間推進費補助 ・障害児保育補助 ・延長保育事業費補助 ・食物アレルギー対策費補助 ・夜間保育事業費補助 ・地域子育て支援補助 ・保育士等確保 ・定着支援事業費補助 【拡充内容】 保育施設〜以下①〜③について必要な費用の一部等を支援し、安全安心な保育環境の充実を図る ①児童の睡眠中の事故防止のための機器の導入に必要な費用の一部について支援（令和3年度のみ） ②幼保連携型認定こども園における保育士資格を有する職員が幼稚園教諭免許取得を支援 ③新型コロナウイルスの感染拡大防止対策に係る感染防止用の備品購入等に対し支援	各施設に対して、各補助対象事業の実績に応じて補助金を交付	各施設に対して、各補助対象事業の（拡充内容含め）実績に応じて補助金を交付 ただし、拡充内容①についてはR3年度の単年度事業	→推進	→推進	7,690,671
預かり保育事業	拡充 ①	子ども未来部	公立保育幼稚園 課	【○】B	引き続き、利用者のニーズ把握に努め、子育て支援施策を推進すること。	保護者支援の充実の一環として、幼稚園で一時預かりを実施し、幼児の心身の健全な発達を促すとともに、幼児教育の充実と保護者の子育て支援及び就労支援の充実を図る。 保護者支援のさらなる充実を図るため、従来実施していなかった新学期準備期間（4月1日から4月7日）等についても預かり保育を実施する。	預かり保育の実施	預かり保育の実施 預かり保育を4月1日から4月7日の新学期準備期間等についても実施	→推進	→推進	1,572
公立幼稚園管理 運営事業	拡充 ①	子ども未来部	公立保育幼稚園 課	【○】B	引き続き、利用者のニーズ把握に努め、検証を十分に行った上で、事業継続・拡大について検討すること。また、事業効果を最大限に発揮できるよう安全安心かつ効率的な運営に努めること。	公立幼稚園（以下、「幼稚園」という。）における適切な教育を実施する。 令和2年4月1日現在の入所児童数は490人。令和2年度において、3年保育（6園）、2年保育（1園）、預かり保育（7園）、支援教育（7園）を実施。幼稚園教育要領で求められている教育を円滑に推進するとともに、小学校への滑らかな接続をめざした幼小連携や、幼児に豊かな心を育む多様な体験の機会の提供など、幼児教育の充実を図る。また、保護者支援の充実の一環として、家庭の教育力を高めるとともに、子育て不安の軽減等を図るため、地域の2・3歳の未就園児及び保護者が安心して遊び、交流できる場を提供する。そのため、6施設の管理運営を以下の内容をもって実施。 ・運営に係る人員の配置（職員管理、会計年度任用職員の雇用など） ・運営に係る必要経費の円滑な運用 【拡充内容】 ①幼稚園給食の実施 保護者負担の軽減を図るため、幼稚園において給食の提供を行う。モデル事業として、枚方版こども園2園の在園児のうち、希望する児童に対して給食を提供し、検証を行う。 ②幼稚園ICTシステムの導入 登降園や園児台帳等の管理について、ICTシステムを導入して情報管理する。 ③防犯カメラの増設 幼稚園に設置されている防犯カメラについて、園の出入り等が確認できる箇所への対応のため、機器を増設する。	公立幼稚園の運営（通常保育・預かり保育の実施、幼児教育の充実、地域の子育て支援など）	公立幼稚園の運営（通常保育・預かり保育の実施、幼児教育の充実、地域の子育て支援など） 【拡充】 公立幼稚園2園において、給食を提供 公立幼稚園6園において、ICT機器を導入、運営 公立幼稚園5園において、防犯カメラ機器等を増設	→推進	→推進	133,036
留守家庭児童会室 運営事業	拡充 ①	学校教育部	放課後子ども課	【庁内協議】C	放課後キッズクラブの先行導入について検証のうえ、将来像を見据えた取り組みとなるよう再度検討すること。	保護者の労働・病気等により、保育を必要とする小学1年生から6年生までの児童に、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供し、もってその健全な育成を図ることを目的に、枚方市立留守家庭児童会室を45か所開設しており、各児童会室の定員は基準条例に基づき設定している。 【拡充（R3年度当初）】 令和3年度より、先行導入として4校において、既存事業である「児童会室」と新たに取り組む「放課後子ども教室」を核とした全児童対策事業「放課後キッズクラブ」に取り組むが、サービス提供の公平性確保の観点から、残る41校を対象に放課後キッズクラブ本格導入までの間、児童会室における土曜日開室及び三季休業期のみの利用受付を実施。	児童会室における令和3年度以降の土曜日開室や三季休業期のみの利用受付について、庁内協議。	先行導入4校以外の児童会室において、通年での土曜日開室及び三季休業期のみの利用受付を実施。 放課後キッズクラブの本格導入に向けて、実施時期について、庁内協議。	→推進	→推進	202,524

●施策目標16. 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち

事業名	事業区分	位置付	担当部名	担当課名	査定結果	査定説明	事業の内容					概算事業費(千円) 令和2年度～令和5年
							概要	具体的な取り組み				
								令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
学校水泳授業 民間活用事業	新規	①	総合教育部	教育政策課	【○】B	民間委託については、委託料が年間維持管理経費に相当する小規模校などにおいて検証を進めること。また、令和4年度以降の取り組みについては、試行実施を十分検証のうえ、改めて協議を行うこと。	○小学校の水泳授業における民間ノウハウ(スイミングコーチ)及び民間プール施設の活用 ○令和3年度から、順次民間活用に移行、移行にあたっては次の要件を考慮 ・令和3年度は、民間プールへの徒歩圏内及びバス送迎の両パターンで実施し、効果と課題を検証 ・令和4年度以降は、学校プールの老朽化などを踏まえながら、実施校の拡大を行う。 ○委託を実施するまでの間、老朽化したプールの漏水等により、突発的に授業実施ができないことも想定し、学校間の相互利用などのセーフティネットの構築にも取り組む	今後の学校プールのあり方や、委託の試行実施に向けた事業内容の検討。 プールの相互利用などのセーフティネットについての検討。	小学校2校で、委託の実施及び検証を行う。 セーフティネットとして、授業が実施できない場合の相互利用の開始。 上記2校における学校プールの維持管理業務を廃止。	委託の本格実施として検証を踏まえ、順次、実施校の拡大。 委託実施校における学校プールの維持管理業務を廃止。	→推進	164,061
学校図書館支援事業	変更	①	総合教育部	中央図書館	【○】B	ICT活用の可能性や小中学校における効果的な司書配置については、引き続き庁内協議を行うこと。	学校図書館の充実と市立図書館蔵書の効果的な活用を図ることで、子どもの読書活動を推進し、自ら学び考える力の育成を支援することを目的に、学校教育部(教育指導課)の事業計画「読書活動推進事業」と連携し、中央図書館から配置した学校司書への人的・技術的支援を行うとともに、市内小中学校の学校図書館における児童・生徒への読書環境の整備及び読書活動の支援や調べ学習などの授業支援などの取り組みを実施。	全19中学校区に既に配置している市立図書館業務ノウハウを持つ学校司書が行う市内全小中学校(64校)の学校図書館整備や運営・授業等の支援を実施。	→推進 新たに6人の学校司書を研究推進校(12小学校)に配置して技術的支援を行うとともに、市立図書館資料を活用した児童生徒の読書環境および授業支援に取り組む。	全19中学校区および研究推進校(12小学校)の効果検証を踏まえて、効果的効率的な学校司書配置の在り方を検討。	→推進	42,332
学校教育用ICT機器等 整備事業	拡充	①	学校教育部	教育指導課	【○】B	ICT支援員については、タブレット端末をより効果的に活用するために、今回の増員に加えオンラインによる相談等学校が活用しやすい支援体制の構築を図ること。	国のGIGAスクール構想に基づき、1人1台端末と、大容量の通信ネットワーク環境を一体的に整備し、多様な子どもたちに個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育を目指す。	年度内に「1人1台」タブレット端末の配備と学校ネットワーク環境を全校で整備し、教員のICT活用の支援を行うICT支援員や学校におけるICT導入時の初期対応を行うGIGAスクールサポーターを配置。	授業や家庭での活用を推進させるために、教員のICT活用力の更なる向上と児童生徒のICT活用力の向上を図るために、ICT支援員との連携や研修の充実を推進。	→推進	→推進	3,540,283
読書活動推進事業	拡充	①	学校教育部	教育指導課	【○】B	ICT活用の可能性や小中学校における効果的な司書配置については、引き続き庁内協議を行うこと。	子どもたちの読書活動を推進し、授業において問題解決や探究活動に取り組む力を育むため、市内の小中学校に学校司書を配置し、市立図書館と連携しながら学校図書館の有効活用に取り組む。 読書活動を推進し、児童・生徒の言語能力を育むため、19中学校区を実践研究校として学校司書を配置するとともに、司書教諭と連携しながら、義務教育9年間を見通した読書活動の充実を図る。	全19中学校区の学校司書の配置継続。	→推進 新たに6人の学校司書を研究推進校(12小学校)に配置。	全19中学校区および研究推進校(12小学校)の効果検証を踏まえて、効果的効率的な学校司書配置の在り方を検討。	→推進	406,959
授業目的 公衆送信補償金 支払い事務	新規	③	学校教育部	教育指導課	【○】B	授業目的公衆送信補償金制度の仕組みを正しく理解し、補償金を負担していることをふまえ、有効活用できるよう取り組むこと。	改正著作権法に基づいて所要の補償金を支払うことにより、適法に授業等において著作物を児童・生徒のタブレット端末へデータ送信することができ、授業効率の向上や事務処理労力の削減等が図られる。	—	令和3年度の全児童・生徒分の補償金を、授業目的公衆送信補償金等管理協会に支払う。	→推進	→推進	12,990
副読本 データ化事業 (小・中学校運営事務)	変更	①	学校教育部	教育指導課	【○】B	単なるデータ化ではなく、児童にとってより効果的なものとなるよう取り組みを推進すること。	全児童・教員へ配備したタブレット端末の効果的な活用及び紙の削減等を目的として、小学校3・4年生用副読本「わたしたちのまち 枚方」の完全デジタル化に向けたシステム構築及び維持管理を実施。	副読本編集委員会による資料・情報の収集及び編集	→推進 データベースシステムの構築、運用開始準備	デジタルデータベースの運用開始 資料・情報の収集及び編集	→推進	8,840

●施策目標17. 誰もが文化芸術やスポーツなどに親しみ、学び、感動できるまち

事業名	事業区分	位置付	担当部名	担当課名	査定結果	査定説明	事業の内容					概算事業費(千円) 令和2年度～令和5年
							概要	具体的な取り組み				
								令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
文化芸術創造 拠点形成事業	変更	①	観光にぎわい部	文化生涯学習課	【○】B	事業の規模、内容、目的等を明確にすること。また、予算の具体化に当たっては庁内協議を行うこと。	枚方市文化芸術振興計画に基づき、事業を実施し、文化芸術振興審議会で進捗を管理する。市民が優れた文化芸術に触れる機会の充実や主体的に文化芸術活動を行うことのできる環境整備のため、文化国際財団との共催又は委託による事業のほか、直営で小中学生を対象とした将棋教室を開催。また、文化芸術アドバイザーの提案事業や連携協定を締結したプロのオーケストラ団体との事業を展開する。 【変更内容】 枚方市文化芸術振興計画に基づき、事業を実施し、文化芸術振興審議会で進捗を管理する。市民が優れた文化芸術に触れる機会の充実や主体的に文化芸術活動を行うことのできる環境整備のため、総合文化芸術センターの指定管理者(文化国際財団が令和3年度末で解散のため、令和4年度から変更)との共催又は委託による事業のほか、文化芸術アドバイザーの提案事業や連携協定を締結したプロのオーケストラ団体との事業を展開する。 ＜具体的な事業＞ ・文化芸術アドバイザー事業・・・文化芸術アドバイザーによる、総合文化芸術センターの開館プレ事業やオープニング事業を実施する。 ・芸術団体連携事業・・・連携協定を結んだ大阪フィルハーモニー交響楽団との連携事業として、「枚方市民特別鑑賞取扱い公演」を実施。総合文化芸術センターが開館するまでの間、市民会館大ホールでの公演に代わる優れた芸術公演の鑑賞機会を確保するため、大フィルの定期公演等に枚方市民優待料金を設ける。令和3年度は、総合文化芸術センターのオープニング事業として柿落とし公演を実施。 ・若手芸術家支援事業・・・枚方ゆかりの若手芸術家に、発表機会の提供などにより次世代を担う芸術家を支援し、市民の文化芸術活動を促進する。 ・アウトリーチ事業・・・多くの子どもたちに本物の文化芸術に触れる機会を作るため、小学校へのアウトリーチを継続的に実施する。派遣アーティストは、「枚方市アーティストバンク」を活用し、若手アーティストを派遣する。 ・オーケストラ鑑賞事業・・・「枚方市文化芸術振興計画」に位置づけたオーケストラ鑑賞会として、市内の全市立中学校の1年生を対象としたフルオーケストラ鑑賞会を実施する。 ・文化芸術創造事業・・・平成27年度から、一流のプロと市民が参加するオペラ合唱団が共演する舞台として枚方シティオペラに取り組んでおり、継続して事業を実施する。 ・市民総合文化祭開催事業・・・市民総合文化祭は、大・小・イベントホールや美術ギャラリーなど総合文化芸術センターの施設全体を活用し、市民・市民団体等に発表の場を提供し、市民の文化活動の支援を実施する。	文化芸術アドバイザー事業、芸術団体連携事業、若手芸術家支援事業、アウトリーチ事業、オーケストラ鑑賞事業、文化芸術創造事業を実施。	R2年度の内容に加え、市民総合文化祭を開催	→推進	→推進	201,902

生涯学習市民センター 維持管理事業	拡充	②	観光にぎわい部	文化生涯学習課	【庁内協議】C	Wi-Fi設置の必要性について再度検証を図ること。	<p>□生涯学習施設管理 市内9箇所の生涯学習市民センター施設の清掃、空調設備・防災設備・電気設備・自家発電・エレベーター等の保守点検、夜間・休日の警備等の委託。施設の老朽化等に伴う修繕改修等の実施。</p> <p>枚方市立生涯学習市民センター（全9施設） ・楠葉生涯学習市民センター（枚方市楠葉並木） ・サンブラザ生涯学習市民センター（枚方市岡東町） ・さだ生涯学習市民センター（枚方市北中振） ・御殿山生涯学習美術センター（枚方市御殿山町） ・牧野生涯学習市民センター（枚方市宇山町） ・牧野生涯学習市民センター牧野北分館（枚方市牧野北町） ・津田生涯学習市民センター（枚方市津田北町） ・菅原生涯学習市民センター（枚方市長尾元町） ・南部生涯学習市民センター（枚方市香里ヶ丘） ・生涯学習情報プラザ（枚方市車塚） 【主な諸室】 集会室、料理室、ホール等</p> <p>□市所蔵美術工芸品の適正管理 所蔵する美術工芸品の状態を把握するとともに、美術作品の適正管理を行う。</p> <p>□各種基金実施事業 ・「枚方市植村猛アート基金」を活用し、本市の美術事業の充実を図る。 ・「枚方市大東清四美術品管理基金」を活用し、本市が所有する美術品等の継続的な保管・管理を行う。</p> <p>【拡充内容】 □生涯学習施設管理 市内の生涯学習市民センター（全9施設）のうちWi-Fi設備が導入されていない2施設について、ロビー等にWi-Fi設備を導入して利用者がロビー等を快適に利用できるようにする。なお、設置にあたっては府補助金事業を活用していく。</p>	—	市内の生涯学習市民センター（全9施設）のうちWi-Fi設備が導入されていない2施設について、ロビー等にWi-Fi設備を導入して利用者がロビー等を快適に利用できるようにする。なお、設置にあたっては府補助金事業を活用していく。	→推進	→推進	1,988,108
オリンピック・パラリンピック 関連事業	変更	①	観光にぎわい部	スポーツ振興課	【〇】B	<p>コロナ禍における状況を踏まえ、イベントの有効性に関しては引き続き検証を重ねること。</p> <p>【変更内容】 新型コロナウイルス感染症拡大により、2020年4月14日に枚方市にて実施される予定であった聖火リレーが延期となった。その後、2021年10月に改めて聖火リレーが実施されることが決定し、日程については1日前倒しされ4月13日に実施されることとなった。走行ルート等については基本的に前回予定されていた内容が引き継がれるものの、感染症拡大防止のための対策が追加されることが予想される。2020年10月時点では組織委員会からのガイドライン等が示されていないため具体的な方針は未定である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・聖火リレーの実施 ・コミュニティライブサイトの実施 ・聖火フェスティバル（ハラ）の実施 ・モニュメントの設置 <p>→新型コロナウイルス感染症拡大により、全ての事業が1年間延期となった。</p>	1年間延期となった各事業の再度実施	オリンピック・パラリンピック関連事業をきっかけとしてスポーツへの市民の関心が高まり、体力向上や健康増進の取り組みを実施、継続できるようソフト及びハード面の環境を整える。	→推進	19,526	
野外活動センター 維持管理事業	拡充	②	観光にぎわい部	スポーツ振興課	【庁内協議】C	<p>Wi-Fi設置の必要性について再度検証を図ること。</p> <p>野外活動センターを維持管理し、市民の余暇の活用と青少年の健全育成を図ることを目的に、平成21年度からは閑散期の施設運営や所内各施設の老朽化に伴う整備、進入路整備などの諸課題を市で整理するために、直営で管理運営を実施している。各種キャンプ教室や天体観測棟（ステラホール）を活用した天文教室、竹のクラフトなどの主催事業を実施し、市民の余暇活動や自然と触れ合う機会を提供している。直営で管理運営するにあたり、施設使用の受付業務やキャンプカウンセラーに関する業務、主催事業実施については、公益財団法人枚方体育協会に委託し実施している。</p> <p>【拡充内容】 センター内は全く電波が届かないため、利用者はインターネットや携帯電話を使用することができない。緊急時の対応や利用者の利便性向上の観点から、新たにWi-Fi設置工事を行う。設置にあたってはOsakaFreeWiFiの設置促進事業補助金（補助率は対象経費の2/3）を活用する。</p>	—	緊急時の対応や利用者の利便性向上の観点から、新たにWi-Fi設置工事を行い、運用を開始する。	→推進	→推進	152,706	
Wi-Fiによるサービス 拡充事業	新規	②	総合教育部	中央図書館	【庁内協議】C	<p>第4次グランドビジョンをふまえ、優先的に取り組むべき内容の精査を行うこと。</p> <p>多様な利用者ニーズや市民が常に情報端末を持つインターネット社会に対応した情報提供を行うため、Wi-Fi環境の整備などICTを活用し、コロナ禍以後の新たな生活様式に対応した資料やサービスの提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者・高齢者サービスフロアに設置したタブレット（ICT戦略課から貸与）を、Wi-Fiを使用してオンライン対面読書やオンライン手話レファレンス等の遠隔のサービスに活用する。 ・利用者が図書館内での調べものをする際に、館内各フロアや自学自習コーナー等でWi-Fiを利用の上、電子書籍やインターネットを活用しながら利用者自身の課題解決を行う。 	—	中央図書館内にネットワーク回線を引き入れ、アクセスポイントを各フロア合計12か所に設置。また、導入したWi-Fiを使用し、タブレット等のICT機器を活用したオンライン手話通訳レファレンス等の課題解決支援を実施。	→推進	→推進	2,970	
電子図書館運営事業	新規	①	総合教育部	中央図書館	【庁内協議】C	<p>第4次グランドビジョンをふまえ、優先的に取り組むべき内容の精査を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子図書館システムの導入により、コロナ禍以後の生活様式に対応した非来館型サービスを提供する。 ・読み上げ機能を備えた電子図書館システムを導入することにより、視覚障害者や学習障害者等の活字での読書が困難な方へのサービスを行う。 ・市内全児童・生徒に貸与されたタブレットにより、電子書籍を活用した学校教育の支援を行う。 	—	電子図書館システムを導入の上、電子書籍約3,000タイトルを購入し、市民の利用に供する。	→推進 新たに500タイトル電子書籍を購入する	→推進	19,778	
障害者利用促進事業	拡充	②	総合教育部	中央図書館	【〇】B	<p>利用回数の増加に繋がるよう取り組みを進めるとともに、利用者への適切な支援を行うこと。</p> <p>中央図書館では、来館した視覚障害者等にデジター図書とデジター再生機の利用機会を設けるとともに、自宅への貸出を行うことで、利用者への機器の情報提供を行っている。</p> <p>現在、中央図書館の既存の機器が廃番となったため、市場に出回っている機器との操作方法が異なり、利用者への正確な情報提供を行うことができない。</p> <p>流通の多い最新の3機種を各1台購入し、中央図書館に設置することにより、機器等の最新情報の提供を行う。</p>	—	デジター再生機器を購入	→推進	→推進	5,705	

●施策目標18. 人々が集い賑わい、魅力あふれる中心市街地のあるまち

事業名	事業区	位置付	担当部名	担当課名	査定結果	査定説明	事業の内容				概算事業費(千円)	
							概要	具体的な取り組み				令和2年度～令和5年
								令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
Wi-Fi環境整備事業	新規	②	観光にぎわい部	観光交流課	【庁内協議】C	有効な観光コンテンツの開発について整理を行うとともに、コロナ禍における状況を踏まえ、Wi-Fi設置の必要性について再度検証を図ること。	Wi-Fiなどの情報環境整備によって、利用者によるコンテンツに関する情報発信を誘導するため、枚方宿地区内に「Free Wi-Fi」の段階的な設置を行う。なお、設置にあたっては、大阪府の補助金事業を活用していく。	健屋資料館に設置	岡本町公園、三矢公園、枚方公園駅前広場に設置	→推進	→推進	3,436

●施策目標19. 地域資源を生かし、人々の交流が盛んなまち

事業名	事業区	位置付	担当部名	担当課名	査定結果	査定説明	事業の内容				概算事業費(千円)	
							概要	具体的な取り組み				令和2年度～令和5年
								令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
国際交流推進事業	新規	②	観光にぎわい部	観光交流課	【〇】B	市が本来実施すべき事業を精査のうえ、引き続き事業実施に努めること。「国際理解推進業務」については、事業内容について、特に精査を図ること。	国際交流活動への支援・促進、海外諸都市との友好交流、国際理解に関する講座、市民と在住外国人との交流等、国際交流推進に係る事業を実施する。 1. 市民の国際交流活動の支援・促進業務 ・語学講座 ・日本語ボランティア養成講座・ステップアップ講座 ・国際化コーディネーター・語学ボランティア業務 2. 海外友好都市交流業務 ・上海市長寧区との市民訪問団の派遣及び受入 ・ローガン市との中学生友好交流訪問団派遣・チゾム・カソリック・カレッジ生受け入れ ・韓国霊岩郡との友好交流 3. 国際理解推進業務 ・国際理解に関する講座等 4. 在住外国人交流業務 ・日本語教室 ・外国人のための1日相談会	R3年3月に解散する(公財)枚方市文化国際財団が担ってきた国際交流・多文化共生に係る事業について、市の事業実施に向けた検証を行う。	R2年度の検証に基づき財団から引き継いだ国際交流・多文化共生に係る事業を実施。	→推進	→推進	44,376
幼児療育園跡地暫定活用事業	新規	②	観光にぎわい部	観光交流課	【庁内協議】C	庁内協議を行い、利用方法について検討すること。	幼児療育園跡地が五六市等の地域住民等のイベント等に有効に活用できるよう、前庭部分を樹木等の伐採や不要な構造物等の撤去など整地するとともに、利用しやすいよう門扉の改良等を行う。	地元まちづくり協議会等との協議、調整	整地工事の実施、年度後半から活用開始	→推進	→推進	747
観光まちづくり推進事業	変更	①	観光にぎわい部	観光交流課	【庁内協議】C	観光コンテンツの開発や民間事業者との連携を含めた観光施策の取り組み体制の構築について整理を行ったうえで、データの収集を行うこと。	平成29年度に策定した「観光施策に関する考え方」に基づき、観光振興に向けて観光におけるニーズを定量的に把握するため、枚方訪問客へのヒアリングなどを行い、基礎データの収集及び分析を行う。また、本市の交流人口の増加に向けて、本市の魅力スポットの情報発信や観光情報発信に係る効果測定、観光客周遊の促進や地域資源の活用など、調査に基づき事業を実施する。 観光振興に向けた基礎データの収集・分析。 本市の魅力向上に向けた様々な情報発信。 1. 魅力スポットの情報発信 2. 観光情報発信による効果測定 3. 宿泊客を商店街へ誘導 4. クラウドファンディングによる魅力創出 【変更内容】 観光マーケティングの観点から、本市の魅力向上及び様々な情報発信を行う。 1. 観光地域づくりの体制構築支援 2. 観光基盤データの収集と効果測定 3. 観光ウェブサイトの構築と継続的な情報発信 4. 観光コンテンツの開発	—	枚方市駅周辺(ニッパーク岡東中央含む)及び枚方宿地区における観光動向(性年代別、居住地別)をスマートフォンのGPSデータから推計し、観光コンテンツの開発を行う。	観光関連データの収集を継続して行うとともにデータをもとにマーケティングを行い、観光コンテンツの開発とプロモーションを行い、観光施策を推進する。	→推進	16,240
文化財啓発普及事業	拡充	②	観光にぎわい部	文化財課	【庁内協議】C	総合文化芸術センターのオープン記念としてのコンセプトが不明確なため、通常の文化財の啓発事業として実施すること。	文化財説明板の設置及び各種催しの開催、啓発印刷物の発行などを通して、市民の文化財に対する認識を深め、文化財保護意識の高揚を図ることを目的として、主に次の事業を行う。 ○文化財説明板の新たな設置や古くなった説明板の建替・修繕○文化財防火デー(市と枚方寝屋川消防組合が、文化財を所蔵する社寺等で消防訓練を実施)○歴史講座、歴史ウォーク(市内文化財めぐり等)、歴史シンポジウム○枚方・百済フェスティバル(毎年5月に開催する古代の枚方と朝鮮半島の交流の歴史を伝えるイベント)○文化財の展示(輝きプラザきらら2階展示ルーム等で、発掘調査の出土遺物等を展示)○発掘調査現地説明会○刊行物(文化財関係図書等)の発行など○出前講座 【変更内容】 特別史跡百済寺跡・国史跡禁野車塚古墳をテーマにした啓発事業を、他課との連携を図りながら実施する。	—	総合文化芸術センターのオープン記念として、他のイベントと連携した百済寺跡関連の講演会を開催する。	他のイベントと連携した文化財関連の講演会を開催する。	→推進	8,201

●推進計画2. 市民による活発なまちづくり活動を支援します

事業名	事業区	位置付	担当部名	担当課名	査定結果	査定説明	事業の内容				概算事業費(千円) 令和2年度～令和5年	
							概要	具体的な取り組み				
								令和2年度	令和3年度	令和4年度		令和5年度
コミュニティ活動事業(補)	変更	②	市長公室	市民活動課	【○】B	市と地域が課題を共通認識し、協働での課題解決につながる事業に助成されるよう、適切で効果的な運用を維持していくこと。また校区コミュニティ活動補助金の均等割及び人口割の割合については、引き続き検証を行うこと。	①校区コミュニティ活動補助金は、地域の特色を生かした弾力的な運用が可能な補助金と、青色防犯パトロール活動の用途に特化した補助金との二段構えの補助金で、校区コミュニティ協議会へ交付している。 ②地域づくりデザイン事業補助金は、地域住民が様々な地域づくりのアイデアを出し合い、校区コミュニティ協議会がその実現に向けて主体的かつ持続的に行う活動に対して支援を行う補助制度である。 ＜補助金の見直しを検討＞ ①校区コミュニティ活動補助金：地域の特色を生かした弾力的な運用が可能な補助金については均等割と人口割で構成されている。現状、均等割9割、人口割1割の割合のものを、対象住民数を踏まえた公平性の観点から予算の範囲内で令和3年度から3年間に渡り段階的に均等割8割、人口割2割に移行していく。 ②地域づくりデザイン事業補助金：コミュニティの活性化につながるよう制度利用を促進するため、審査会の廃止や申請書類の簡素化など、申請手続きの負担軽減を図るとともに、地域の課題解決につながる制度となるよう見直しを行う。また、補助金額の上限については現行の1校区最大5年で300万円の交付を、1校区あたり最大2年で120万円(複数校区で実施する場合も同額)の交付とする。	校区コミュニティ活動補助金、地域づくりデザイン事業補助金の見直しを検討。	校区コミュニティ活動補助金の人口割・均等割を段階的に変更。地域づくりデザイン事業補助金の補助金額の上限を変更。	各校区コミュニティ協議会からの申請に対し、校区コミュニティ活動補助金及び地域づくりデザイン事業補助金を交付する。校区コミュニティ活動補助金については、人口割・均等割を段階的に変更する。	→推進	230,936
自治会館建設等支援事業	拡充	①	市長公室	市民活動課	【○】B	自治会に対し制度を遅滞なく周知するとともに、自治会館が適切に維持管理されるよう引き続き自治会の状況を把握すること。	「自治会館建設等助成金交付規則」に基づき、自治会が行う、会館整備に係る工事等の経費に対して助成金の交付を行う。 住宅開発等により市が寄付を受けた集会所用地のうち、集会所が未だ建設されていない用地について、除草等の維持管理を行っている。 住宅建設等開発行為について、一定の基準を定め開発者に対して集会所用地の提供、集会所の建築、及び自治会への加入促進を協議、指導する。 →自治会館建設等助成金交付規則を改正し、建築物価の変動を踏まえ、これまで据え置いていた「新築」及び「建替え」に対する助成限度額を500万円から750万円に増額する。 また、自治会において計画的な改修を行うことにより、自治会館の長寿命化と建物の適切な維持管理を促進するため、建物全般の改修に柔軟に対応できる新たなメニューとして「改修」を創設し、限度額を300万円とする。ただし、「改修」助成の活用にあたっては、新耐震基準(昭和56年6月施行)を満たしていることを要件とし、既存の「耐震改修(限度額100万円)」を別枠で継続する。 また、過去の住宅開発に伴い、開発業者から自治会館建設用地として市が寄付を受けたが、自治会による自治会館建設に至っていない用地について、自治会の意向等を踏まえ有効活用の観点から売却等を行う。	自治会館建設等助成制度の見直しの検討を行うため、自治会等に対してアンケートを実施し、現状とニーズの把握を行う。また、自治会館未建設用地における有効活用について検討を行う。	自治会館建設等助成制度の改正を実施。助成金の交付について、「改修」は新設メニューのため、当該年度の申請に対応する。 建設予定のない自治会館未建設用地について可能な所から売却を実施する。	前年度に事前協議を行った自治会の内、当該年度に事業を実施した自治会へ助成金を交付する。 建設予定のない自治会館未建設用地について可能な所から売却を実施する。	→推進	113,150
協働のまちづくり推進事業	変更	②	市長公室	市民活動課	【○】B	地域担当職員制度での総括を踏まえ、更に地域との協働によるまちづくりが進められるよう、取り組むこと。	地域と行政が一体となって協働のまちづくりを進めるため、平成28年度に、地域に市職員を派遣する「地域担当職員制度」を導入し、枚方市コミュニティ連絡協議会の東部・中部・南部・北部の4つのブロックに職員を派遣して、校区コミュニティ協議会との信頼関係を深めながら、地域の公共的課題の解決に向けた活動に取り組む。また、行政とNPOとの意見交換会をひらかた市民活動支援センターと協働して実施する。 →より効果的に地域との協働を推進するため、地域担当職員制度を終了し、地域住民団体の活動支援を本来業務とする市民活動課のマッチング機能を強化することにより、全庁的に地域との協働の推進を更に発展させる。	—	市民活動課がマッチングを行い、全庁的な地域との協働を推進	→推進	→推進	100
ひらかたポイント事業	拡充	①	健康福祉部	健康福祉総務課	【○】B	ポイント付与事業の選定において、政策的ポイントとして特化する事業については、担当課も含めた具体事業の協議を行うこと。キャンペーン的なユーザー獲得ポイントについては、予算の範囲内で実施できるよう調整すること。	・市が実施する健康・高齢者・アンケート・届出・ボランティア等の分野に関する事業等への参画や、市が指定する検診等を受診した市民に対して、ポイントというインセンティブを付与し、市内の店舗等でのポイントを利用できる制度を構築する。また、ポイントにあつては、市からの付与以外に協力店舗からのポイントも付与できるシステムとすることで、ポイント制度に広がりを持たせるとともに、地域経済の活性化にも繋がるよう制度構築を行う。 ・現在、非接触型ICカードを使用したシステムで運営。しかし、カード作成やカード読み取り端末のコスト負担が大きく、カード普及や協力店舗の拡大、制度魅力向上のマイナス要因になっている。そこで、委託契約期間が残り2年度ある現時点において委託料の年度別割り振りを変更することで、現在急速に発展したQRコードを用いたシステムへの改修(アプリ化)を行い、事業活性化の基盤を整えるもの(令和2年度)。また、ポイント付与事業を拡大し、市による積極的なポイント付与等によって事業効果や魅力向上を図る(令和3年度)。	■ひらかたポイント制度の改善に向けた取り組み ①枚方市による積極的なポイント付与による事業効果の向上(付与事業選定) ②ポイント付与者の拡大検討 ③協力店舗の業態・店舗数等の拡大によるポイント利用先の魅力向上 ④委託仕様の見直し・委託料の年度別割り振りの変更によるアプリ化改修実施 ■アプリ化に向けて必要な作業 ※令和3年1月から周知・移行準備。4月からアプリ完全移行 [システム運営事業者] 新システムの開発・システム移行、協力店舗に対するシステム変更の周知・対応体制構築、利用者に対するシステム変更の周知・対応、[協力店舗] 新システムへの対応体制の準備、[利用者] ひらかたポイントのダウンロード	4月からアプリに完全移行。 ①アプリダウンロード数及びカード発行数の拡大 ②協力店舗・ポイント付与者の拡大によるポイント利用先の魅力向上 ③令和2年度に選定した新規ポイント付与事業の開始及び付与事業の更なる拡大 ④令和3年度における事業実績やポイント事業をめぐる社会状況を踏まえ、枚方市ポイント事業の効率的運営による継続発展、キャッシュレス決済の拡大・スマート行政構築の取り組みと連携した民間サービスポイント事業への統合といった選択肢について、比較検討を行う。	令和3年度の比較検討結果に基づいて実施	→推進	92,523

●推進計画3. 持続可能な行財政運営を進めます

事業名	事業区 位置付	担当部名	担当課名	査定結果	査定説明	事業の内容				概算事業費(千円) 令和2年度～令和5年	
						概要	具体的な取り組み				
							令和2年度	令和3年度	令和4年度		令和5年度
内部統制制度事務	新規 ①	総務部	コンプライアンス推進課	【○】B	対象事務の洗い出しや庁内の推進体制等の更なる検討を継続して進め、効果的な運用に取り組むこと。	住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である長自らが、組織目的の達成を阻害する事務上のリスクを識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保する。 ○内部統制に関する方針の策定 ○内部統制体制の整備 ○事務上のリスクの識別、評価及び対応策の整備 ○内部統制評価報告書の作成 ○監査委員、議会への報告	・内部統制制度の導入方法の検討、決定 ・リスク対応策の整備 ・内部統制に関する方針の策定、公表 ・庁内周知	・内部統制制度の運用開始	・内部統制制度の評価(対象年度：R3(2021)年度)開始 ・評価結果の監査委員、議会への報告、公表	→推進	0
ファイリングシステム・執務環境改善事務	新規 ①	総務部	コンプライアンス推進課	【○】B	導入対象部署への説明や指導を丁寧に行うことで、導入当初に必要な事務処理や整理作業の円滑化を図ること。	○発生から廃棄までの各段階における適正文書管理に資するファイリングシステムの導入及び導入後の定着・維持のための指導 ○オフィス改革による業務改善と庁内スペースの創出のための指導 ○書庫の適正な運用 R2年度：試行導入・効果検証 R3年度：導入及び全庁的な定着化	・ファイリングシステムの試行導入及び効果検証 ・先行導入部署の定着支援	・ファイリングシステムの導入及び導入後の定着・維持のための支援・助言 ・執務環境の改善支援 ・書庫の一元管理	→推進	→推進	29,442

【○】A 概ね事業内容のとおり承認するもの。

【○】B 事業内容等についての一部修正など、条件付きで承認するもの。

【庁内協議】C 担当課において、課題等を調整し、事業案について関係部課との庁内協議を行ったうえで事業承認の可否を検討するもの。

※事業の内容については担当課へ、査定については企画政策課へお問い合わせください。

※予算査定については財政課へお問い合わせ下さい。

※組織一覧(問い合わせ先)はこちらから

【関連情報】

※第2期実行計画<令和2年度～令和5年度>はこちらから

※各室部局の予算要求や予算査定状況はこちらから

※「第5次枚方市総合計画」はこちらから